

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(1)	障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
1 市民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の発達障がい啓発週間や12月の障がい者週間に合わせた啓発記事のほか、第5次太宰府市障がい者プラン、基幹相談支援センター、遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスなどの新規事業、既存事業のつくしびあの紹介などについて、「広報だざいふ」やホームページ、SNS等を積極的に活用し、啓発を行った。 ・成人式において、新成人に対してヘルプカード周知チラシの配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の障がい者週間を中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 	福祉課	44
2 障がいや障がい福祉に関する市民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉講演会を元気づくり課、筑紫保健福祉環境事務所と共催で実施した。 開催日: 令和3年12月2日(木) テーマ: 「アルコール問題がある人を専門的治療に結びつけるために」 講師: 神野陽介氏、濱田洋仁氏(医療法人十全会おおりん病院) アルコール依存症自助グループ(大野城断酒友の会)の体験談・紹介 ※コロナ感染防止のため、広く市民への呼びかけは行わずに、関係事業所や市職員のみでの参加となった。参加者34人 ・出前講座としてとびうめアリーナや市民プールの指定管理者職員を対象に差別解消法研修会を実施。参加者21人 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいに対する理解促進を目的に、元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で精神保健福祉講演会を開催する。 ・地域イベントに関わる機会があった場合には、住民や事業者などの理解を深める取り組みを行っていく。 	福祉課	44
	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講座「ひまわり」はコロナウィルス感染症拡大対策のため、前年度手話通訳を入れて作成したDVDを活用し、講座を開催した。 ・家庭教育学級の合同学級(人権講座)において、シンガーソングライターの高橋 亜美さんを招き、在日韓国人やADHD(注意欠陥多動障害)であるがゆえのイジメられた体験を歌と語りで講話を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月発行予定の人権啓発冊子に障がいのある方に対する差別に関する内容を掲載し、人権講座「ひまわり」については、障がいのある方の人権に関する内容の講座を実施していく。 ・家庭教育学級を中心に学習の機会を提供していく。 	社会教育課	4
3 地域でともに学び、ともに育つ教育・保育環境の中で、児童・生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育、社会教育において、体験を通じた人権教育や福祉教育をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権カリキュラムに沿って日々の保育の中身を考え取り組んでいった。 ・新型コロナウイルスのため療育機関への見学や交流を行うことができなかった。 ・支援保育士が発行する便りで発信していくことができた。 ・専門士による言語の研修を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になってしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごじょう保育所で一緒に生活していく中でお互いの個性や存在を認め合い、育ちあうことを大切に保育していく。 ・手話に触れていく機会を保育の中に取り入れていく。 ・月1回のクラスだよりの内容に、人権カリキュラムのテーマ(ともだち、家族、いのち、世界、労働など)にそっての保育のとらえ方を知らせる。 ・年6回、特別支援保育士担当者より、子育て・子育てへの支援の観点からの内容で保護者へお便りを出す。(絵本の大切さ・あったかい気持ちになる子どもの関わり・子どもの育ちへの理解など) ・保育士が正しい知識と理解を得て、人権の視点での保育につなげていく。 	保育児童課(ごじょう保育所)	44
	<ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を行い、共生という観点で考えさせた。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者が、各学年で特別支援学級や通級指導教室の学習の様子等について話をする中で、障がいのある子どもの理解を深め、共に学び共に生活するよさについて学び合う機会を位置づけた。 ・「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を実施していく。「総合的な学習の時間」では盲導犬や車椅子・点字等の体験学習を位置づけ、障がいのある方と実際に学習する機会を設ける。また、特別支援学級や通級指導教室についても、各学年で障がいのある子どもの理解を深める学習の工夫を行い、共生のための行動につなげていく。 ・「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施していく。 	学校教育課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
4 障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の障がい者週間に合わせて、「広報ださいふ」12月号において視覚障がい者用誘導ブロックや成年後見制度、基幹相談支援センターに関する記事を掲載した。 ・出前講座としてとびうめアリーナ等の指定管理者職員を対象に差別解消法に関する研修会を実施。 ・地域活動支援センター「あすラック工房」スタッフを対象として障害者虐待防止法に関する勉強会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の障がい者週間を中心に、「広報ださいふ」やホームページ等において啓発を行う。 ・基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や虐待防止に関する相談や啓発を行う。 	福祉課	44
5 障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡障害者職業能力開発校が行う初級パソコンビジネス科訓練や福岡県の障がい者ITサポート養成講習会等の周知の協力を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡障害者職業能力開発校が行う訓練が市内で実施される際に協力を行っていかほか、就労のためのスキル習得の取り組みについて、周知等による支援を行う。 	福祉課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮
施策(1)	人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
6 障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	・基幹相談支援センターにおいて、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、人権や権利を擁護するための相談に対応した。 ・毎月、市役所にて人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・9件/年、うち障がいに関する相談は無かった。 ・人権擁護委員は所属する部会において法務局の研修を受講した。	・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センター、元気づくり課、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。 ・人権擁護委員による人権相談を継続していく。	福祉課	45
7 障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。	・虐待防止の相談窓口としての基幹相談支援センターの周知を行った。 ・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めた。	・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めるとともに、要見守り支援者等について状態に応じた訪問を行う。	福祉課	45
8 成年後見制度利用促進基本計画の策定状況に応じて、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	・12月の障がい者週間に合わせて、「広報たざいふ」12月号において成年後見制度に関する記事を掲載した。 ・第四次地域福祉計画の策定と合わせて、成年後見制度利用促進基本計画を策定した。 ・相談があった場合に窓口等において成年後見制度の説明を行った。 ・障がいのある人の成年後見市長申し立てを2件実施。	・成年後見制度に関わる相談があった際には必要な支援を行う。 ・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図る。	福祉課	45
9 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」の普及啓発と利用促進を図ります。	・金銭管理等支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行った。	・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなケアマネジメントを促進する。 ・金銭管理等支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行う。	福祉課	45
10 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福岡県運営適正化委員会などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。	・福祉サービス利用者などからの苦情について、福岡県運営適正化委員会などの苦情解決相談を案内するような事例はなかった。 ・サービス利用にあたって利用者の要望や意見は、状況に応じてサービス事業者に事実確認や情報提供を行い、サービス向上に繋がるように努めた。	・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行うとともに、サービス事業者への確認を行い、解決を目指す。 ・また必要に応じて福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談を案内するなど情報を共有、分析する等により、権利擁護に資する配慮を行う。	福祉課	45

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮
施策(2)	市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
11 市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	・第5次障がい者プランや障害者差別解消法について、福祉課職員が講師となり部課長を対象とした研修会を行った。 ・市役所窓口等に掲示する「耳マーク」を作成し各課に配布し、聴覚障がい者に対する適切な対応を依頼した。	・第5次障がい者プランや障害者差別解消法について、係長を対象とした研修会を行う。	福祉課	46
12 市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	・窓口対応では、相手の障がいに合わせて、大きな声でゆっくり話す、手話通訳やコミュニケーションボードを使用する等の配慮を行った。 ・ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように、わかりやすいように言葉を選んで作成した。	・窓口においては、手話通訳者の配置やコミュニケーションボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう取り組む。社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を心がけた対応を行っていく。 ・ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように、わかりやすいように言葉を選んで作成する。	全課	46
	・校区自治協議会等が実施する文化祭や体育会などを実施する場合は段差の解消等に努めるようにしているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。	・校区自治協議会等の事業の実施に際しては、段差の解消等に配慮するとともに、障がい者が来場された場合、積極的に声をかけ、案内、介助をするように実行委員会の中で提案していく。	地域コミュニティ課	46
	・視覚障がい者への配慮の観点から、点字によるマイナンバーカード交付申請用紙、点字器を市民課マイナンバー専用窓口に備え付けている。 ・視覚障がい者等への配慮の観点から、マイナンバー制度の案内について、市民課マイナンバー専用窓口で大活字、点字、音声CDを備え付けている。	・視覚障がい者への配慮の観点から、点字によるマイナンバーカード交付申請用紙、点字器を市民課マイナンバー専用窓口に備え付ける。 ・視覚障がい者等への配慮の観点から、マイナンバー制度の案内について、市民課マイナンバー専用窓口で大活字、点字、音声CDを備え付ける。	市民課	46
	・同和問題啓発強調月間市民講演会を7月10日(土)に実施。参加者は195名。会場内に、要約筆記、手話通訳を準備し、ロビー内でも視聴できるようモニターを準備した。 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムはYouTubeで動画配信と視聴会を行った。動画には手話通訳をいれ、視聴会では事前申込制でノートテイクにも対応した。	・7月に開催予定の同和問題啓発強調月間市民講演会、12月に開催の太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳及び要約筆記を準備。	人権政策課	46
	・令和2年度に市内宿泊施設に対し、観光庁「宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金」の活用について周知・推進するも、宿泊事業者より施工費負担が大きいため、見送るとのことで補助金の活用はなされなかった。	・「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、福岡県バリアフリーマップの調査実施時などに併せて対象施設へ周知する。	観光推進課	46
	・事業実施の際には、障がいのある方に配慮をして募集を行った。特に、陸上自衛隊 第4師団 第4音楽隊「ふれあいコンサートin太宰府」では応募の際に、応募者からの要望を備考欄に書いて頂き、身体障がいの方を通路側の席にするなどの対策を行った。	・事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、手話通訳・要約筆記を配置したりする等、環境面でのバリアフリーや情報保障に配慮する。	文化学習課	46
	・身体障がい者水泳教室の実施にあたり、障がい者団体と協議のうえ実施した。身体に障がいのある市民プール利用者について、着衣の着替えに時間がかかるため本来はプール使用の延長料金が生じるところであるが、プールの管理者と協議の上、延長料金は徴収しないとする配慮を行った。 ・体育施設について、バリアフリーでないものも残っており、如何に改修を図っていくかが課題である。	・事業の実施にあたり、障がいのある人も気兼ねなく参加できるような環境づくりや、障がいのある人に対して必要かつ合理的な配慮を引き続き行う。 ・総合体育館の駐車場から入口まで、点字ブロックの新設を行い、視覚障がい者が施設を利用しやすい環境づくりを実施する。	スポーツ課	46
13 障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用し、わかりやすい情報提供をすすめます。	・情報提供にあたっては、広報だけでなく、ホームページやSNSなど複数の媒体を活用することを心がけた。 ・電子メールや電子媒体等の活用により、障がいのある方への情報提供ができる手段の情報提供を行った。 ・窓口等において、障がい者に配慮した方法での情報提供に努めた。	・相手にとってわかりやすい情報提供方法は何かを意識し、電子媒体、オンライン通信等を活用して伝えるための工夫をする。 ・必要に応じて、障がいの特性に配慮した方法での情報提供に努める。	全課	46
	・広報委員会に福祉課職員が参加し、障がい者にわかりやすい表現となるように心がけた。	・広報委員会に福祉課職員が参加し、障がい者にわかりやすい表現となるように努める。	福祉課	46
	・広報紙の内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでもわかりやすい内容や表現を心がけた。 ・ホームページリニューアルにより、従来の音声読み上げや背景色変更、文字サイズ変更にくわえ、ふりがなをつけることができる機能を新たに追加した。 ・ホームページに掲載する際は、アクセシビリティに配慮された内容か確認を行いながら更新作業にあたった。	・広報紙の内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでもわかりやすい内容や表現を心がける。 ・ホームページに掲載する際は、アクセシビリティに配慮された内容か確認を行いながら更新作業にあたる。	経営企画課	46
	・案内文書、広報紙、隣組回覧、ホームページ、ごみ出しカレンダーを作成する際には、色に頼らないデザインやわかりやすい表現方法に努めた。 ・申込や申請手続きについて、郵送、FAX、電子メールなどで可能な限り対応した。	・障がいの有無にかかわらず、わかりやすい表現やデザインに配慮した情報提供に努める。 ・FAXや電子メールなど多様な媒体を用いた申請方法で受付を行う。	環境課	46
	・高齢者への案内文書等については、字を大きくしたり、図解を用いるなどわかりやすい情報提供に努めた。また、課内で、相談機関としての地域包括支援センターの周知媒体のチラシを、わかりやすい視点としての学習を行い、作成した。	・案内文書や説明会資料等については、字を大きくしたり、図解を用いるなどわかりやすい情報提供に努めるとともに、新たなチラシの活用と利用者の意見による評価を実施する。	高齢者支援課	46
14 投票所での段差解消や会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。	令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び令和3年12月12日執行の太宰府市議・市長選挙において、手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努めた。また、車いすや点字器等の物品も確保し各投票所に配置した。	・どの選挙においても、手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努め、車いすや点字器等の物品も確保し各投票所に配置する。	選挙管理委員会	46

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(1)	生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
15 市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、障がいの特性に応じた多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法、障害者差別解消法等のパンフレットの福祉課窓口での配架を継続した。 ・冊子「めくもり」の内容について最新の情報を取り込み、充実させながら、丁寧な案内を行った。 ・社会資源マップを最新情報に更新し、窓口に設置した。 ・ホームページリニューアルを機に障がい福祉に関する情報の見直しを行った。また、障がい福祉に関するQ&Aページを新たに作成した。 ・ホームページにおいて基幹相談支援センター、遠隔手話通訳サービス、耳マークの掲示、福祉タクシー利用可能事業所リスト、障がい者週間、発達障害啓発週間、筑紫地区自立支援協議会等の新たなページの作成やSNS発信を行った。 	障がい福祉サービスや各種支援制度についてホームページの充実を図るとともに、障がい福祉の手引き冊子の内容について最新の情報を更新するなどの充実を図り、丁寧な案内を行う。	福祉課	47

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(2)	生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
16 障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	・市内事業所が集まる太宰府市障がい福祉ネットワーク会議を年2回、また筑紫地区地域自立支援協議会を年12回実施し、近隣の関係機関と連携を取った。 ・基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の充実を図った。	・障がい福祉ネットワーク会議(年4回)開催や筑紫地区地域自立支援協議会事務局会(年12回)・各部会(年12回)の開催等を通して、市内や近隣の関係機関との連携強化を図る。 ・計画相談支援事業所と連携し基幹相談支援センターの機能強化を図る。 ・見守り要支援者に対して、状況に応じて訪問支援を行う。	福祉課	47
17 相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や障がい福祉相談員の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	・障がい福祉ネットワーク会議を開催し、行政機関や医療機関、サービス事業所を含む各種専門機関や団体と連携を取って、相談業務にあたった。 ・福祉課に障がい福祉相談員を3人配置し、相談支援を行った。 ・困難事例の検討や障がい福祉サービスの詳細などに関して福祉課内で9回の勉強会を行った。	・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ障がい福祉相談員3人を福祉課に配置する。 ・年に4回の障がい福祉ネットワーク会議を通して、専門職との交流を図る。 ・幅広い支援の充実のために保健、子育て支援、学校教育などの部署との連携を図る。	福祉課	48
18 相談者にとって必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	・「めくもり」やその他福祉課で作成した案内資料等を用いながら、相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、制度やサービスの案内を行った。	・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉の手引き冊子やその他の案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行う。	福祉課	48
19 市役所だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりをすすめます。	・当事者や家族に委託している身体障がい者相談員3人、知的障がい者相談員2人が社会福祉協議会や地域活動支援センターにて市民の相談に対応した。 ・南隣保館において、「福祉なんでも相談窓口」を行った。	・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置する。 ・当事者や家族団体が行う相談活動について支援する。	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(3)	生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
20 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて、各種機関や当事者団体、事業所、地域活動支援センターの紹介を行った。 65歳以上となる障がい者には、介護保険サービスへの丁寧な移行調整等を行った。 地域生活支援事業において市内にある地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を継続して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 	福祉課	48
21 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理等について相談があった際には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業「ほのほのサービス」を紹介した。 成年後見市長申し立てを2件実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 金銭管理等については、社会福祉協議会の「ほのほのサービス」や成年後見制度の情報提供を行う。 	福祉課	48
22 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のニーズに応じて移動支援の支給決定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定したサービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 	福祉課	48
23 地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 経済面での相談があった際には、生活保護や生活支援担当につないだ。自立支援給付や地域生活支援事業の対象となる障がい者には、制度が利用できるよう案内した。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状態に応じ、必要な日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行う。 	福祉課	48
	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行った。 生活困窮者については、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に給付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行う。 生活困窮者についても、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に給付を行う。 	生活支援課	48
24 障がいのある人を支援する家族の休息の機会や、家族同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> レスパイトケアのため日中一時支援事業を実施した。また、適宜、ボランティア団体や家族団体を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> レスパイトケアのため安定した日中一時支援サービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 相談があった際には必要に応じて、家族会やボランティア団体、福岡県ひきこもり地域支援センター家族サロン等の紹介を行う。 障がい者の重度化・高齢化や「親無き後」に備える等のための地域生活支援拠点等における、緊急時の受け入れ機能の整備を筑紫地区5市においてR5年度から実施するにあたって、関係機関との調整・周知、要綱等の整備を行う。 	福祉課	48
25 感染症流行下において、事業所で「新しい生活様式」を実践してもらうために、関係機関や市関係部局との連携を図ります。さらに、必要なサービスを提供するための体制の構築に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所に対して、感染防止に資する物品の調達等のための特別支援金の給付を行った。 サービス種別によっては感染拡大防止の観点から、状況に応じたサービス提供を認め、事業の継続を促進した。 コロナ禍で通院時などにおいて、手話通訳者の同席が難しい場合があるため、ビデオ通話機能を使った遠隔手話通訳サービスを開始。聴覚障がい者のコロナワクチン接種においても活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス種別によっては感染拡大防止の観点から、状況に応じたサービス提供を認めることで、事業の継続を図る。 	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(4)	地域生活への移行・定着支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
26 病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう入院時からの医療機関や相談支援事業所との連携や退院前に関係者による協議を行った。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等と連携を行っていく。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議を行う。 	福祉課 元気づくり課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱2	保健・医療サービスの充実
施策(1)	障がいの原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
27 障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診結果をもとに、生活習慣病をはじめとする疾患の発症・重症化予防を目的とした、医療専門職が保健指導を実施する結果説明会を、年45回実施した。そこにて、健診結果の値や対象者の生活習慣や生活背景、家族構成なども踏まえて、個別性に応じた保健指導を実施した。 ・総合的な健康に関する相談を医療専門職が受けるすこやか相談を年21回実施した。 ・課題としては、コロナ禍の影響もあり、やや医療機関受診につながりにくい方がいたことにある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の発症・重症化予防や早期発見・早期治療を目的に、結果説明会やすこやか相談の定期的な実施・内容の充実を図る。 ・医療機関受診が必要な健診結果の方が、適切に医療機関の受診につながるよう、各種相談事業の際の受診勧奨にも注力していく。 	元気づくり課	49
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療制度について、広報やホームページ等で周知を図り、福祉課と連携を取りながら新規手帳交付者の申請漏れがないよう努めた。また、手帳の未更新者については、個別に手帳の更新状況を把握するなど重度障がい者医療に影響が出ないよう管理していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療制度について、広報やホームページ等で周知を図り、福祉課と連携を取りながら申請漏れがないよう努める。 	国保年金課	49
28 障がいのある人の健康づくりを支援するため、受診しやすい健診体制の整備や、障がいの特性に応じた支援や配慮の中で保健・医療サービスを受けられる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健(検)診会場での配慮を必要とする方に対するサポートについて、事前依頼をしていただくことで受診しやすいサポートを行う旨を案内チラシを用いて周知に努めたが、周知が行き届いておらず、サポートが必要にもかかわらず事前依頼がなかった方がおられた。そのため、集団健(検)診の受診において、不便が生じていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健(検)診会場での配慮を必要とする方に、必要な情報が届き、適切なサポートができるよう、もっと広報に力を入れる。 	元気づくり課	49
	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診率向上のため、はがきやショートメールで勧奨を実施した。戸別訪問での健診案内については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、2回地域健診を実施した。令和3年度の受診率は28.4%(令和4年4月末時点での速報値)であり、第2期データヘルス計画で掲げる目標値(令和3年度目標:38.0%)に達していないため、引き続き勧奨を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上のための受診勧奨を実施する。また、特定健診の自己負担額について、70歳以上500円、40～69歳は1,000円としていたものを、令和4年度より一律500円とするため、対象者へ広報や勧奨はがき等を使い、受診しやすくなったことを周知し、受診率の向上を図る。 	国保年金課	49
29 医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるよう、市内医療機関等への啓発をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関への啓発については、コロナ禍での個別健(検)診実施体制構築などに関する情報共有の内容が多く、実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の個別健(検)診について市内医療機関などを回る際に、情報共有を行い、啓発に努める。 	元気づくり課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱2	保健・医療サービスの充実
施策(2)	精神保健・医療施策の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
30 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、筑紫保健福祉環境事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	・元気づくり課、筑紫保健福祉環境事務所と共催で毎年実施している精神保健福祉講演会を実施した。	・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会の開催や、12月の障がい者週間を中心とした、「広報たさいふ」やホームページ等における啓発を行う。	福祉課	49
	<p>・精神保健福祉講演会(アルコール依存症講演会)実施。 令和3年12月2日(木)15:00～ 太宰府市総合福祉センター 医療法人十全会おおりん病院 神野陽介氏、濱田洋仁氏 「アルコール問題がある人を専門的治療に結びつけるために」 福岡県酒連合会による体験談 参加者：市内計画相談支援事業所、地域包括支援センター、市職員、社会福祉協議会職員等34人 ※コロナ禍のため対象者を限定して参加を呼び掛けた</p> <p>・R3年度のゲートキーパー研修は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受け計画はしていたものの中止となった。太宰府市の自殺者数はR2年度6人であったがR3年度9人と上昇している。 ・精神科医師によるこころの相談を毎月第4水曜に実施。7件/年。内容はうつ症状に関することが多い。毎月の予約がないこともあり来年度は回数を検討する。 ・こころの相談においては、昨年度相談者の内容が医師がお答えできる範囲ではなかった(家庭内のトラブルや隣人による騒音トラブル)とのことで医師より事前に相談内容を連絡の上実施できるか検討させていただいた。</p>	<p>・ゲートキーパー研修の実施。(対象者：健康推進員約80人 感染対策に留意し1回約40人の講義を2回実施予定。広報にてゲートキーパーについて周知する。)</p> <p>・こころの相談の実施。(4回/年実施。広報や相談先を掲載した市独自のリーフレットを配架し周知する。)</p> <p>・こころの相談の相談内容や予約状況における相談実施回数を見直しを行うこととし、年度末までに医師と協議の上新たな取り組みが必要か検討したいと考えている。現段階でのTV電話による相談などは考えていない。 ・太宰府市自殺対策計画の進捗確認を実施する。</p>	元気づくり課	49
31 精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	<p>・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有した。</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。</p>	<p>・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有し、さらに連携を進めていく。</p> <p>・筑紫地区自立支援協議会地域連携部会における地域連携バスの取り組みについて、周知を図る。</p>	福祉課	49
32 筑紫保健福祉環境事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院後のイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。	<p>・太宰府市障がい福祉ネットワーク会議において日ごろからの支援体制の構築を図った。</p> <p>・長期入院患者が退院する時は、関係者による個別ケース会議に参加し、必要な福祉サービスや社会資源の情報提供を行うことで、スムーズな地域移行への支援を行った。</p>	<p>・太宰府市障がい福祉ネットワーク会議において日ごろからの支援体制の構築を図るとともに、必要に応じて関係者による個別ケース会議を行い、スムーズな地域移行への支援を行う。</p>	福祉課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱2	保健・医療サービスの充実
施策(3)	難病患者などへの支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
33 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスの支給決定を行った。なお、決定にあたっては、より適切なサービス決定ができるよう必要な情報の収集に努めた。 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定に伴い、関係課による会議を開催し、各課の取り組みについて情報を共有した。 筑紫難病対策地域協議会へ出席し、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制について、筑紫地区自治体と情報共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者の障がい福祉サービスの支給決定を行っていく。決定にあたっては、県筑紫保健福祉環境事務所を始め関係機関と連携しながら、より適切なサービス決定ができるよう情報共有を図っていく。 医療的ケア児及びその家族に対する支援や相談体制について、関係課において検討を行う。 	福祉課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(1)	就労支援の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
34 国や県の雇用促進事業との連携をより密にししながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し、県の就職支援事業に関するチラシやポスターを市役所及び市内公共施設へ配架した。 ・障がい者雇用の現状を把握するために、市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行った。しかし、周知が行き届かず回答数が少なかったために統計資料にはなり得なかった。今後、事前の周知等により回答率の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の就労支援事業に関するチラシ配架やポスター掲示、障がい者の雇用促進に関する情報を広報やホームページに掲載する。 ・障害者差別解消法について、12月の障がい者週間を中心に、「広報ださいふ」やホームページ等において啓発を行う。 ・市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行い、継続的な障がい者雇用の現状把握を行う。 	福祉課	50
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主側への啓発ポスターやチラシの配架、ホームページ掲載などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主側への啓発ポスターやチラシの配架、ホームページ掲載などを行う。 	産業振興課	50
35 一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所が参加するネットワーク会議等で、就労系の障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と情報共有を行った。 ・企業からの相談や、障害を理由とした不当な解雇などの相談はなかった。 ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し、多様な情報を提供することで就労支援体制の強化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制の強化を推進する。 ・障がい者を理由に就労できない人からの相談や企業からの相談があった場合には、企業に対し、障害者差別解消法の趣旨を伝え、必要に応じて合理的配慮の提供を求めていく。 	福祉課	50
	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫地区企業同和問題推進委員会(97会員)に対し、筑紫地区企業同和問題推進委員会主催の下記研修会への参加を呼びかけた。さらに研修会の重要性を訴え、より多くの企業に参加してもらうようにする必要がある。 日時:令和3年7月15日(木)14時 場所:ミリカローデン那珂川 演題:「企業のための性的少数者の人権入門」 講師:加藤 陽一 氏 参加者数:企業65人、行政35人 参加者100人 日時:令和3年11月12日(水)14時 場所:大野城まどかびあ 演題:「人権が尊重される社会をめざして」 講師:小西 幸恵 氏 参加者数:企業58人 行政27人 参加者85人 	<ul style="list-style-type: none"> 筑紫地区企業同和問題推進委員会(97会員)に対し、筑紫地区企業同和問題推進委員会主催の下記研修会への参加を呼びかける。 日時:令和4年7月12日(火) 場所:筑紫野市 日時:令和4年11月 場所:春日市 	産業振興課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
36 障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内し、必要に応じて各機関と互いに情報共有を行った。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要時には各機関と互いに情報共有を行う。	福祉課	51
37 相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する会議に福祉課職員が参加し、障がい者の障がい福祉サービス利用開始に伴う制度の説明を行った。 ・一般就労を目指す人には、就労移行支援を紹介し、支給決定を行った。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。	福祉課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(3)	雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
38 市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	・障がい者雇用の現状を把握するために、市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行った。また、アンケートの中に、障がい者の雇用に対して様々な支援制度があることについての項目を入れることで、制度の周知を行った。	障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を実施し、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体の把握を行い、支援できるような取り組みを検討していく。	福祉課	51
39 計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	・令和3年度に障がい者を対象とした会計年度任用職員を3人継続任用した。	・令和3年4月1日の実雇用率は2.84%となっており、法定雇用率2.5%を上回っている状況である。しかし、法定雇用率が令和3年3月に0.1%上昇せされ2.6%となったことから、今後も継続的に障がい者を対象とした会計年度任用職員の任用及び一般職員の採用試験実施に向けて取り組んでいく。	総務課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(4)	福祉的就労の場の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
40 身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援、就労継続支援等の就労サービスの利用を希望する人に対し、訓練等給付費の支給決定を行った。 筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしびあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」の機能強化事業を実施した。 市内8就労継続支援事業所を訪問し、事業実施状況の把握を行うとともに、就労に関する相談があった時には必要な情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援、就労継続支援等の就労サービスの利用を希望する人を対象に、必要と認められる人に訓練等給付費の支給決定を行う。 筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしびあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続する。 	福祉課	51
41 労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかわる物品の販売などを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 発注可能な物品や役務があれば、障害者就労施設等からの調達を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注可能な物品や役務があれば、障害者就労施設等からの調達に努める。 	全課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先の調達物品等の利用促進のため、令和4年度予算編成時に各課照会し、結果を各課予算に計上した。 業務の発注を促進するために、関係課に個別に呼びかけを行った。 封筒等の印刷、物品の購入等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成時等に障害者就労施設等が関わる物品や役務についての情報提供を行い、予算の確保に努める。 	福祉課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等に福岡県民手帳の販売を依頼し、販売手数料として売り上げの10%(100冊超えると20%)が障害者就労施設等の収入となるよう取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等に福岡県民手帳の販売を依頼し、販売手数料として売り上げの10%(100冊超えると20%)が障害者就労施設等の収入となるようにする。 	経営企画課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 校区自治協議会及び自治会の事業実施に際して、物品の購入や業務発注等を働きかけたが、購入等は無かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 校区自治協議会及び自治会の事業実施に際しては、校区の役員会や各委員会の中で物品の購入や業務発注等を働きかける。 	地域コミュニティ課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ダンボールコンポスト講座を障がい者就労施設等に委託しており、令和3年度はオンラインにて講座を開催した。年間を通じて障害者就労施設等が製作している基材等の販売を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等にダンボールコンポスト講座業務や基材等の販売業務を委託する。 	環境課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県同和問題啓発強調月間における市民講演会や訪問配布、人権擁護委員との街頭啓発等で配布する啓発物品を、障害者就労施設等に発注した。(マグネット1,000個) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も啓発物品について発注を行う。 	人権政策課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 例年、古都の光で作業などを依頼しているが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントが中止になり、業務の発注ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等でのノベルティの制作やその他役務について、就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労支援施設等への優先的かつ積極的な業務の発注に努める。 	観光推進課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 成人式の記念品として、障害者就労施設等にマグネットの作製を依頼し、新成人に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新成人への人権教育及び啓発の意味をこめて、成人式記念品の候補として、障害者就労施設等の作品を成人式実行委員会へ提示する。 	社会教育課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地管理において、障害者就労施設等へ芝刈り・草取り作業を発注した。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地管理において、障害者就労施設等への発注が可能な業務は引き続き行う。 	文化財課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市スポーツ振興事務所において、共用部分(トイレ等共用部分等)の日常清掃業務を障害者就労施設等に委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> 物品の購入にあたり、就労支援事業所や障害者就労施設等などへ優先的かつ積極的に物品等の発注をすすめ支援してゆく。 	スポーツ課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 業務の中で、障害者就労施設等に印刷を発注した。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の中で発注できるものがあるときは優先的に発注をする。 	監査委員事務局	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱4	安全安心対策の推進
施策(1)	災害時に備えた避難行動支援体制の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
42 災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックスや電子メールを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進した。 ・また手話・要約筆記派遣登録者研修会において、Net119の登録と通報時の対応について筑紫野太宰府消防本部に説明いただき、実際に2人の聴覚障がい者の登録を行った。	・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。	福祉課	52
	・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進のために周知を行った。 ・V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能のため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進のために周知を行った。 ・Net119については、登録推進に向けて広報などにて、周知啓発をおこなった。 ・V-netの登録者は538人、防災メールまもるくんの登録者は3543人となった。 ・登録者は一定数いるものの、削除希望者もあり、配信する内容や周知する方法等を検討していく必要がある。	・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能のため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・V-netの登録者を現在の538人から570人、防災メールまもるくんの登録者を3543人から3650人へ増加を目標に周知啓発を行う。	防災安全課	52
43 災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人々を円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人々(避難行動要支援者)の把握に努めます。	・登録者名簿を更新することを目標に、関係課、社会福祉協議会、障がい者団体協議会、自治会等と協議を行った。 ・今年度は対象者約8000人に対し、令和3年7月に、登録申請依頼の文書を発送し、未回答者については12月頃に再度登録申請依頼をおこなった。登録者は、R4.3.31時点で1119人となった。 ・登録様式についてわかりにくかったという声や記入漏れ等があり、今後の様式については再検討を行っていく必要がある。	・今年度は新規対象者に対し、9月と3月頃に登録申請依頼の文書を発送していく予定。	防災安全課	52
44 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人々、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	・避難行動要支援支援制度を活用するため、登録者名簿を更新し、自治会長・民生委員等へ提供した。 ・避難訓練については、コロナの感染防止のため実施しなかった。 ・福祉避難所の運営マニュアルを適宜改訂し、関係者で共有した。	・避難行動要支援支援制度を活用し、避難所へ避難をする際には、避難支援者や自治会役員などが声掛けを行いやすいように、登録者名簿を提供し、支援体制の確立に努める。 ・今年度中に、新規登録分の名簿を更新し、自治会へ提供できるよう努める。 ・今年度は一斉避難訓練の実施を予定している。	防災安全課	52
45 災害時の避難所生活においてより適切な対応を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、福祉避難所の確保に努めます。	・2福祉施設(宰府園とすみれ園)について福祉避難所としての協定を締結した。	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。	福祉課 防災安全課	52
46 感染症流行下での避難所開設・運営について、関係機関と連携した体制整備をすすめます。	・避難所開設・運営の方法について検討を行い、災害時の避難所運営担当課と協議を行った。 ・避難所担当課の若手職員を対象に避難所開設訓練を実施した。 ・感染対策に必要な物品等の整備を行い、簡易テントや発電機、投光器等を購入した。	・コロナに対応した避難所開設・運営の方法について検討を行い、災害時の避難所運営担当課と協議を行っていく。 ・感染対策に必要な物品・消耗品等の整備を行う。	防災安全課	52
47 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかわりを深める取り組みを支援します。	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。	・地域包括ケアシステムの構築や重層的支援体制の整備に向けた取り組みを推進する。	福祉課	52
	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者生活状況表(高齢者名簿)を作成し、自治会長、民生委員に配布した。 ・民生委員や自治会から情報提供があった高齢者については、地域包括支援センターからも訪問に行くなど地域と連携しながら支援を行った。	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布する。 ・自治会長や民生委員は、高齢者支援課からの情報提供を受け、高齢者への訪問活動を実施する。	高齢者支援課	52
	・新型コロナウイルスの影響で各校区自治協議会の行事の多くが中止となったが、定例会議で各区の取り組みの状況交換を行ったり、役員のみで講座を受けたりと出来る範囲での活動を行った。	・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行っていく。 ・東中校区自治協議会で先行してモデルケースとして実施している生活支援体制整備事業を各校区自治協議会でも進めていけるよう、主管課である高齢者支援課と協力していく。	地域コミュニティ課	52

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱4	安全安心対策の推進
施策(2)	災害時の多様な情報伝達の実施

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
48 災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。また、コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者の災害時情報配信サービス(V-net)への登録及び音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるように、Net119緊急通報システムの登録を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進した。 ・また手話・要約筆記派遣登録者研修会において、Net119の登録と通報時の対応について筑紫野太宰府消防本部に説明いただき、実際に2人の聴覚障がい者の登録を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。 	福祉課	53
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進のために周知を行った。 ・V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能のため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進のために周知を行った。 ・Net119については、登録推進に向けて広報などにて、周知啓発をおこなった。 ・V-netの登録者は538人、防災メールまもるくんの登録者は3543人となった。 ・登録者は一定数いるものの、削除希望者もあり、配信する内容や周知する方法等を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能のため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・V-netの登録者を現在の538人から570人、防災メールまもるくんの登録者を3543人から3650人へ増加を目標に周知啓発を行う。 	防災安全課	53
49 避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの設置と活用を努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・開設する避難所にコミュニケーション支援ボードの設置を検討した。 ・利用頻度の高い3避難所(プラム・カルコア太宰府、とびうめアリーナ、太宰府館)への設置だけではなくもう少し広げての設置を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全避難所へのコミュニケーション支援ボードの設置を行う。 	防災安全課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱4	安全安心対策の推進
施策(3)	消費者被害対策の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
50 障がいのある人が悪質商法などの消費者被害にあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における啓発活動の充実を図ります。また、必要に応じて成年後見制度について情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・2件の成年後見市長申し立てを行った。 ・障がい者週間に合わせた12月広報において、成年後見制度に関する記事を掲載した。 ・障がい福祉ネットワーク会議に法テラスから参加いただき、情報を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について広報等にて周知を行うとともに、必要に応じて窓口等で情報提供を行う。 	福祉課	53
	<ul style="list-style-type: none"> ・市消費者の会と連携し、悪徳商法の対処法および未然防止に関する「消費者啓発出前講座」を例年実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止し、デイケア施設等に啓発物品を配布した。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催した。 ・庁内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施した。 ・消費者安全確保地域連絡会議(年2～3回開催)での情報交換の他、四半期ごとに消費生活センターへの相談状況と相談が急増するなど注意すべき事例について構成課へ情報共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施する。 ・高齢者支援課が開催(開催予定は未定)する、障がいのある人や高齢者を見守る立場の方を対象(ケアマネジャーや民生委員等)とした会議において、悪質商法の新たな手口を紹介しながら、注意すべきポイントについて講演を実施する。 ・警察、県消費生活センター、市防災安全課、市民グループと連携を図り、消費者啓発街頭啓発活動を実施する。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催する。 ・庁内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施する。 ・消費者安全確保地域連絡会議(年2～3回開催)での情報交換の他、四半期ごとに消費生活センターへの相談状況と相談が急増するなど注意すべき事例について構成課へ情報共有し、また、街頭啓発などの啓発活動を協同して行う。 	産業振興課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
51 乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。	・保健センターや子ども発達相談室と連携しながら、子どもの発達を見守り、必要な支援を考えて保育に取り組んだ。	・子育て支援センターや子ども発達相談室と連携すると共に、保護者との信頼関係を築きながら必要な支援を考えて保育に取り組む。	保育児童課 (ごじょう保育所)	54
	・子ども発達相談室では、対象児の保護者から依頼を受けて、園訪問を行った。園での子どもの様子を確認し、園の先生とフィードバックを行い、個に応じた関わり方、園の中での難しさを聞きながら、就園先での子ども支援に繋がるように行っていた。	・子ども発達相談室では、対象児の保護者からの依頼により、園訪問を行う。園での子どもの様子を確認し、園の先生にフィードバックを行って、就園先で子どもへの適切な支援に繋がっていくよう連携を図る。	元気づくり課	54
	・3歳児健診においては心理士との相談の場を設け、子どもと保護者の不安に寄り添うようにした。必要時子育て相談の利用やきらきらルーム、医療機関と連携し早期支援に努めた。子育て相談利用：120件 ・来所に関わらず、電話や子育て支援事業の中においても保護者からの育児相談を受けた。気になる方については見守り、必要に応じて関係機関への紹介をおこなった。子育て相談275件	・発達上の問題や支援の必要性を早期に判断し介入できるよう、乳幼児健診の受診率向上に努める。令和4年度受診率目標：各100%(令和3年度受診率：4か月児健診97.6%、10か月児健診：94.7%、1歳半健診(小児科)：95.6%、1歳半健診(歯科)：87.5%、3歳児健診：99.0%) ・未受診者に対し、文書や電話、訪問を通し受診勧奨を実施し受診の必要性を啓発していく。 ・医療機関や各関係部署との情報共有および連携し、児およびその家庭に必要な支援をプランニングし実施していく。 ・保護者の育児の悩みや相談を聞き、保護者の気持ちに寄り添う。必要に応じて関係機関や専門機関を紹介する。	子育て支援課	54
52 障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援や発達支援をいねいにすすめながら、適切な療育につなげます。	・子どもの姿や困り感を担任や支援保育士が把握し、家庭と連携をとりながら支援のやり方を考えていき、必要に応じて個人懇談を行い保護者に子どもの姿を伝えていった。また、状況に応じて保健センターや子ども発達相談室につなげていった。	・ひとり1人の子どもの姿や困り感を把握し、子どもにあった取り組みを支援保育士や家庭と連携をとりながら保育していく。 ・保護者に寄り添いながら必要に応じて個人懇談を行い、子ども発達相談室や、保健センターにつなげていく。	保育児童課 (ごじょう保育所)	54
	・個別相談を受け、子どもの様子を見ながら子どもの困り感、保護者の様々な思いを受けとめながら、検査を勧めたり、フィードバックを行うことで、その後の個別保育、グループ保育につなげていった。保護者が子どもの特性を理解し、受け止め、次への療育機関に繋がっていくように、保護者のメンタルフォローに充分配慮して行った。 一般相談 480件 幼保訪問相談 132件 グループ・個別支援 744件 検査 135件	・個々の状況に応じたいねいな相談支援やフォローを行うことを心掛ける。保護者の障がい受容の観点については特に留意し、療育機関へとつなげる。 ・保護者が子どもを理解し、具体的な対応を学べるように、子どもへの支援だけでなく、保護者支援にも重点を置く。	元気づくり課	54
53 乳幼児期から就学期における一貫したかわりを充実するために、保健、福祉、教育、子育て等関係部局との連携強化を図り、相談支援体制の強化に努め、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	・乳幼児期から就学期における一貫した関わりを充実するために、必要に応じて保健、福祉、教育、子育て等関係各課と連携をとった。	・卒業を迎える生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。	福祉課	54
	・発達に不安のある未就学児を対象に相談支援を行った。関係各課との連携を行うとともに、教育委員会の就学相談、就学先での支援へとつなぐ。	・発達に不安のある未就学児を対象に相談支援を行う。関係各課との連携を行うとともに、教育委員会の就学相談、就学先での支援へとつなぐ。	元気づくり課	54
	・保護者から相談を受け、その中で気になる過程については各関係機関につなげる。また、ケース会議で情報共有を行い支援体制を整えていった。	・保護者からの相談を受け、気になる家庭は各機関につなげ支援体制及びケース会議での情報共有を行い支援体制を行ってきた。 ・同行支援などを行い、スムーズに手続きなどを行えるように支援を行った。	子育て支援課	54
	・教育支援委員会を計13回開き、就学前幼児、児童生徒の必要な支援や就学の場合を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図った。	・教育支援委員会において、就学前幼児、児童生徒の必要な支援や就学の場合を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図っていく。	学校教育課	54
54 発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	・発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを相談支援事業所等の関係機関と行った。 ・必要に応じて、福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(クローバープラザ内)の紹介を行った。	・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行う。	福祉課	54
	・子ども発達相談室に専門職(保育士、臨床心理士、言語聴覚士)を配置するとともに、療育機関や医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に対応した。また、ケースに応じて関係機関と連携し、支援の充実を図った。 ・言語に関する相談が多いが、近隣で言語に関する診療をできる医療機関が少ないことが課題。	・子ども発達相談室に専門職(保育士、臨床心理士、言語聴覚士)を配置するとともに、療育機関や医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に対応する。 ・ケースに応じて関係機関と連携し、支援の充実を図る。	元気づくり課	54
	・特別支援教育担当指導主幹及び言語聴覚士を課内に配置し(週5日)、就学相談、通級指導教室巡回指導、発達心理検査を積極的にを行い、早期からの支援体制を確立した。 ・各学校や市療育相談室などの関係機関とも情報の共有を図り、連携を強化した。	・特別支援教育担当指導主幹を課内に配置し(週5日)、更なる充実を図る。	学校教育課	54

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(2)	療育の場と発達支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
55 より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、筑紫保健福祉環境事務所や児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関と相互に連絡を取り合い、適切な療育を受けることができるように対応した。 ・地域の児童発達支援事業所が年々増え、療育の場や発達支援の機会の確保ができてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育や発達支援サービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。 ・市内放課後等デイサービス事業所等を訪問し、各事業所の状況を把握するとともに、事業所との連携を深める。 	福祉課	55
	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じ、療育機関や医療機関への紹介、情報提供を行った。 ・紹介した療育機関によっては、療育が始まるまでに時間がかかるため、その間、相談室に戻ってきて、引き続き支援が必要になっていることが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じ、療育機関や医療機関への紹介、情報提供を行う。 	元気づくり課	55
56 療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の場や機会を就学後も持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス利用の支給決定を行った。また、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。 	福祉課	55
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児を教育委員会の就学相談、就学先での支援につないだ。保護者の受容がうまくできず、支援につながらないこともあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児を教育委員会の就学相談、就学先での支援につなぐ。 	元気づくり課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(3)	幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
57 共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが同じクラスで生活をしていく中で、それぞれが育ち合うことができた。 令和3年度より、3人の子どもが事業所と併用するようになり、それぞれの事業所との連携をとっていった。 新型コロナウイルスにより、療育機関との交流や見学の実施ができなかった。 私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を実施するための保育士(看護師)配置に要する費用を補助しており、障がいのある子どもの受け入れ体制を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもが同じクラスで生活していく中で、お互いの存在を認め合い、育ち合うことを大切に就学前教育を行う。 1人ひとりの個性に対し柔軟に対応し、集団の中でお互いの存在を認め合えるような保育を行っていく。 療育機関や療育施設との連携を図る。 私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を引き続き実施し、医療的ケア児を含む障がいのある子どもの受け入れ体制を支援していく。 	保育児童課	55
58 小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進を念頭に置き、通常学級の担任と通級指導教室、特別支援学級の担任が連携し、特別支援学級在籍児童生徒がどこの学びの場でも能力が発揮できるよう、交流の場の工夫を行った。 特別支援学級在籍児童生徒が通常学級へ交流・共同学習を積極的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校において、子どもの実態を考慮し、特別支援学級と交流学校(通常学級)での学習や活動体験を位置づけるよう計画する。 	学校教育課	55
59 教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図った。また、中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、児童生徒への継続的な支援ができるよう、連携と支援の充実を図った。 特別支援教育担当指導主幹による学級訪問を各学校において年2回実施し、専門的な助言、指導を行い、更なる校内支援体制の充実を図った。 ICT教育の導入により、障がいのある子どもに適した教育の充実を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図っていく。 中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、連携と支援の充実を図っていく。 	学校教育課	55
60 発達障がいなど多様化する障がいのある子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 年3回計画していたうち2回は開催できなかったが、特別支援教育担当者研修会において、研修資料を研修対象者へ配布することによって、教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒への指導・支援の充実の一助とした。 特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問を実施し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育担当者研修会を8月3日にオンラインで発達障がいに関する講話及び実践発表を行い、特別支援教育支援員の研修会を7月20日に講師招へいし、発達障がいに関する講話を行う。教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図っていく。 特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問も継続し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図っていく。 	学校教育課	55
61 学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や市民などとの交流の機会を設けていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校児童生徒が市内居住地校へ行って交流する「居住地校交流事業」はコロナ対応の関係で数人のみで実施し、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を図った。平成24年度以降現在も継続してこの事業を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「居住地校交流事業」を実施していき、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を提供していく。 	学校教育課	55
62 障がいのある子どもをはじめとしたよりていねいな配慮を必要とする子どもが、放課後児童クラブ等を利用する場合、学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市と学童保育所(指定管理者)及び小学校(教頭・主任等)の三者で、配慮を必要とする児童について情報交換を行い、学童保育所と小学校双方の指導方法等について共通認識をもって保育に取り組むことを確認した。 医療的ケア児については、学童には在籍していなかったため、看護師等の配置は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と学童保育所と小学校の三者で、配慮を必要とする子どもについて情報交換を行い、学童保育所における保育環境の改善に努める。 現時点では医療的ケア児は学童に在籍していないが、今後対象児童が入所する際は、保護者、指定管理者、市の三者で協議・連携を行い、受け入れの体制を整える。 	保育児童課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(4)	学校における進路指導の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
63 障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了段階にある生徒を中心に教育支援委員会において、推奨する学びの場の提供を行い、市のスクールカウンセラー事業において、個別の面談等を行い、多様な進路先について、情報を提供した。 ・各中学校において特別支援教育担当指導主幹が学級訪問した際に担任との進路相談に応じ、進路指導のアドバイスをを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に中学校を卒業した障がいのある生徒の進路先はこれまでよりさらに多様化し、県立高等学校へ進学した生徒も出てきた。教育支援委員会において、推奨する学びの場を提供したり、スクールカウンセラー事業における個別の面談等を行ったりして、多様な進路先について、情報を提供していく。 	学校教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
64 学校教育施設を利用するすべての子どもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所としての利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。	・水城小学校にエレベーター及び昇降口のスロープを設置した。	・学校教育施設については、バリアフリー化の視点も含めた施設整備計画に沿って計画的に推進していく。	社会教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(1)	地域での交流の機会の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
65 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	・広報12月号に、障がいのある人があるゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする障がい者週間について掲載した。 ・出前講座としてとびうめアリーナ等の指定管理者の職員を対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施した。	・障がいのある人も地域での活動や行事に参加しやすくなるよう、障害者差別解消法に基づく配慮等について啓発する。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイスや情報提供などの支援を行う。	福祉課	57
66 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	・第四次太宰府市地域福祉計画(令和4年度から令和8年度まで)の策定を行い、その過程において、地域の人たち同士のつながりや支え合い等について関係者間で議論し、地域のつながりの充実のために住民や地域の組織、団体が担う役割を計画に盛り込んだ。	・第四次太宰府市地域福祉計画を周知するとともに、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを伝える啓発を行っていく。	福祉課	57
	・「広報だざいふ」にて校区自治協議会や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行った。	・「広報だざいふ」にて校区自治協議会主催事業や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行う。	地域コミュニティ課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(2)	スポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
67 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障に取り組んだ。 太宰府市身体障害者福祉協会及びNPO法人太宰府障害者団体協議会が主催する「障がい者ポッチャ大会」の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等への周知を行う。 障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修(令和4年度は係長を対象)を行う。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体や、障がいのある人が自主的に行うスポーツ活動に対して総合体育館(とびうめアリーナ)等の活動の場の提供に努め12月に障がい者団体が主催するポッチャ交流会の支援を行った。 県が主催するインベーションカレッジにおいて障がい者スポーツをテーマとし、障がい者スポーツを推進していく上でどのような点が問題となっているか、事業を行う上でどういった点に配慮が必要か等を討議。また、各自治体での障がい者スポーツへの取り組み事例紹介を行った。 障がい者水泳教室を、計4回(前期はコロナの影響で中止、後期のみ実施)実施。10人の参加者があり、指定管理者や障がい者団体と協議を行い、参加者一人ひとりが水泳の楽しさを感じるような内容で行った。現状では、障がい者団体の会員から参加者を募集していたが、一般を含めた参加者の拡大が必要。一般まで参加者を拡大した場合、水の中に入ってしまう危険を伴うため、障害の程度をどの程度まで受け入れ可能とするかが課題となる。 体育施設の環境面での課題が残る。点字ブロックやオストメイトの設置等、バリアフリー化が充分でない施設がある。施設利用者や管理者、福祉課や障がい者団体の意見を聞き、可能な部分から改修を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツイベントや各種教室において、障がいのある人が気兼ねなく参加できる環境づくりや、支援に組み込み活動の機会や参加の場の拡大を図る。 障害者水泳教室について、障がい者団体の会員から参加者募集を行っていたものを、一般を含めた参加者層の拡大を実施する。 障がいのある参加者へ障がい状況に応じた支援の提供、福祉課と連携したイベント広報や協力依頼、スポーツ施設のバリアフリー化の推進に努める。 	スポーツ課	57
68 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障に取り組んだ。 手話奉仕員養成講座を開催し、13人が修了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等への周知を行う。 障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修(令和4年度は係長を対象)を行う。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> プラム・カルコア太宰府のバリアフリー化の一環として、車いす用昇降機を設置している。 プラム・カルコア太宰府敷地内の自動販売機に、ユニバーサルデザインのもの1台設置している。 主催事業では、常に車いす席の使用可能性を考慮した準備を行っている。ただし、構造上、車いす席には限りがあることから、多くの車いす利用者が観覧を希望した場合には対応できないおそれがある。 文化情報ガイドブックを発行して、生涯学習機会の充実を図った。発行回数2回、発行部数各回1,600部。 新しいことにチャレンジして毎日を楽しみ過ごしたい人のための初心者向け講座である、まほろば市民大学を実施し、生涯学習機会の充実を図った。 市民文化祭においては、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人でも参加できるように配慮する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化情報ガイドブックを編集して講座情報を発信するなど、生涯学習機会の充実を図る。発行回数2回、発行部数各回1,600部。障がい者を含めて広く周知するために市ホームページにも掲載する。 市民文化祭においては、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人でも参加できるように配慮する。 	文化学習課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(3)	障がいのある人や団体の支援

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
69 障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、市民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報を市役所の窓口等で案内した。 市役所売店の運営を障がい者団体が行っており、障がい者の社会参加の場として活用しながら、障がい者理解の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や団体が取り組む活動情報等について、市役所において配架を行う。 	福祉課	57
70 障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となる環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人やその家族の団体の意思、主体性を尊重し活動を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の開催について情報発信を行う。 	福祉課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(4)	ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
71 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーションや移動などの支援にかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府手話の会等への補助を通し、コミュニケーションの支援にかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体との連携強化に努めた。 ・コミュニケーション支援の人材育成に取り組み、ボランティア活動への参加に興味を持てるよう、手話奉仕員養成講座を開催し、13人が修了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座を開催する。 ・障がい福祉団体等へ補助金支給を行い、その運営を支援する。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携を密にし、ボランティア団体への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している事業、ボランティアや市民の方と協働・協力による取組等をボランティア支援センターが発行している「ボランティア・市民活動団体一覧」に掲載し、各団体との情報を共有していく。 	地域コミュニティ課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱3	生活環境の整備
施策(1)	福祉環境整備の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
72 障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、障がい者団体と協議を行った。 破損等が著しかった西鉄都府楼前駅周辺の視覚障がい者誘導ブロックの補修工事を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、関係課等との検討を行う。 とびうめアリーナ内の視覚障がい者誘導ブロックの整備を促進する。 障害者差別解消法に関する職員啓発研修(係長職を対象)の実施。 ふくおかバリアフリーマップ掲載情報の充実を図る。 	福祉課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎1階トイレ大便器(男女共)に手摺の取り付けを実施した。引き続き可能な限り「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 	管財課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良事業により歩道を整備する場合は、視覚障がい者誘導ブロックの設置を行った。 道路新設改良事業により歩道拡幅、段差解消を行った。 長浦台49号線歩道拡幅・段差解消 L=164m 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事を行っていく。 水城駅・口無線歩道新設、誘導ブロック設置(繰越) L=170m 関屋・向佐野線歩道新設、誘導ブロック設置 L=520m 	建設課	58
	<ul style="list-style-type: none"> まほろば号のノンステップ化は財政的に見合わせている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「まほろば号」は長期間使用している車両が多く、新車を購入する場合は乗車しやすい低床車両の導入を検討する。 地域からの要望を反映して、バス停増設等のダイヤ改正を検討する。 	地域コミュニティ課	58
73 点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 12月の障がい者週間に合わせて、「広報だざいふ」12月号やホームページに点字誘導ブロックに物を置かないなどの記事を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 点字誘導ブロックや障がい者用駐車スペースの必要性について広報掲載等による啓発を行う。 	福祉課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館入口近くに体の不自由な人のための駐車スペースを確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館入口近くに体の不自由な人のための駐車スペースを確保する。 	文書情報課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎正面駐車場に、障がい者用駐車スペースを確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎正面駐車場の障がい者用駐車スペースを必要な方が適切に利用できるよう、警備員による見回りを行う。 点字誘導ブロック、障がい者駐車スペースの看板、駐車場屋根などの設備について不具合が無いように適切に維持管理を行う。 	管財課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ベンチとベンチの間にバス乗車用点字誘導ブロックがあり、バス利用者などがベンチで点字誘導ブロックを塞いでいることがあり、何度か移動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的にベンチを設置しているバス停を点検するとともに、バス利用者には椅子の背後部分やバス停の看板などにチラシを設置し周知していく。 	地域コミュニティ課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 所管している公共施設では、一部事務組合が管理する筑慈苑施設組合、クリーンエネパーク南部に、身体障がい者用の駐車スペースを設け利用できるよう整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合が管理する筑慈苑施設組合、クリーンエネパーク南部に、身体障がい者用の駐車スペースを設け利用できるよう整備している。 	環境課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会と協議し、障がいのある人に対する配慮について周知徹底を図った。障がい者用駐車スペース1箇所あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会と協議し、障がいのある人に対する配慮について周知徹底を図る。 	高齢者支援課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府館の障がい者用駐車スペースについて、掲示などにより適切な利用ができるよう配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府館の障がい者用駐車スペースについて、掲示などで利用者に周知し、適切な利用ができるよう努める。 点字誘導ブロック、障がい者駐車スペースの看板等の設備について不具合が無いよう、施設の適切な維持管理に努める。 	観光推進課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森トイレが滑りやすかったため、滑り止めテープを貼って安全対策を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森のトイレについて、身体障がい者の方が利用しやすいように点検を行う。 	産業振興課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 文化ふれあい館においては玄関前に2台分の身体障がい者用駐車スペースを確保し、一般車両が駐車しないよう管理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化ふれあい館においては玄関前に2台分の身体障がい者用駐車スペースを確保し、一般車両が駐車しないよう管理する。 	文化財課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 点字誘導ブロック上に不要なものが置かれているという実態はなく、適切な利用が行われていた。障がい者用駐車スペースに関しても、障がい者用駐車スペースであると一目で分かるようにカラーコーンを置くなどしていたが、適切な利用をしているか利用者側の良心に委ねているのが現状である 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者用駐車スペースの不適切な使用がないように、声掛けなどで理解を求める。 	文化学習課	58
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある施設利用者の通行の妨げにならぬよう、点字ブロック上に物を置かないように気を付け、また施設職員が声掛け等を行い合理的配慮を実施した。 令和4年度の当初予算要求において、障がい者用駐車場からとびうめアリーナのエントランス付近まで点字ブロック設置にかかる予算要求を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者用駐車場からとびうめアリーナのエントランス付近まで、障がい者団体や福祉課等の関係団体や課と協議の上、点字ブロックの設置を行う。 	スポーツ課	53
74 障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館の改修に対する補助金を交付した。20自治会に補助を行い、和式トイレを洋式トイレに改修するなど、障がいのある方にも使いやすい地区公民館とするために努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館の改修に対する補助金を交付する。令和4年度は20自治会に補助金交付を予定している。バリアフリー化を含む工事としてはひまわり台区に補助金支出を予定。また、令和5年度の地区公民館の改修計画についてはバリアフリー化できるものについては所管の助言を仰ぎながら助言等を行っていく。 今後の施設整備計画に際してはバリアフリー化事業も対象になる旨記載する。 	文化学習課	58
75 障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 「住宅改修費給付事業」や「住みよか事業」に係る相談に応じた。「住みよか事業」の給付はなかったが、「住宅改修費給付事業」の支給を1件決定し、助成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「住宅改修費給付事業」や「住みよか事業」に係る相談に応じ、対象者には給付を行っていく。 	福祉課	58

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援
施策(1)	情報提供アクセシビリティの向上

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
76 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成時には、ガイドラインに則り、アクセシビリティに配慮して作成した。 ・チラシやポスター、HP、冊子、パンフレット等を作成する時は、障がいのある方だけでなく、どんな方にとっても読みやすいよう心掛けて作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成時には、ガイドラインに則り、アクセシビリティに配慮する。 ・冊子等作成時には、図示、文字の大きさや色合いに注意し、表現もわかりやすいものとし、ルビをふるなど配慮する。 ・連絡先は、電話番号だけでなく、ファクス番号やメールアドレスを記載する。 	全課	59
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランの各課ヒアリングの機会に、問い合わせ先のメールやFAXの記載やコミュニケーション支援ボードの活用等について説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランの各課ヒアリングの機会に、問い合わせ先のメールやFAXの記載やコミュニケーション支援ボードの活用等について説明を行う。 	福祉課	60
	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報だざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでいただけるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行った。さらに広報委員会においても、この視点を持ち内容の確認を行った。また、視覚に障がいのある人への配慮として、社会福祉協議会で活動する団体「声のボランティア」に「声の広報だざいふ」を作成および貸出していただいた。 ・ホームページについては、リニューアルを行い、従来の音声読み上げや背景色変更、文字サイズ変更にくわえ、ひらがなをつけることができる機能を新たに追加した。また、アクセシビリティに配慮したページ作成がされるよう各課へ啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報だざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでいただけるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行う。さらに広報委員会においても、この視点を持ち内容の確認を行う。また、視覚に障がいのある人への配慮として、社会福祉協議会で活動する団体「声のボランティア」に「声の広報だざいふ」を作成および貸出していただく。 ・ホームページについては、アクセシビリティに配慮した機能を普及するためPRを行う。また、アクセシビリティに配慮したページ作成がされるよう各課へ啓発を行う。 	経営企画課	59
	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも読みやすい文字の大きさ、色合いに考慮し、わかりやすい文章表現を配慮して作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも読みやすい文字の大きさ、色合いに考慮し、わかりやすい文章表現で作成するように、常に心がける。 	地域コミュニティ課	59
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への案内文書等については、字を大きくしたり、図解を用いるなど分かりやすい情報提供に努めた。また、課内で、相談機関としての地域包括支援センターの周知媒体のチラシを、わかりやすい視点としての学習を行い、作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内文書や説明会資料等については、字を大きくしたり、図解を用いるなど分かりやすい情報提供に努めるとともに、新たなチラシの活用と利用者の意見による評価を実施する。 	高齢者支援課	59
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、ホームページでの情報発信において、障がいの有無や年代等にかかわらず、全ての人が読みやすく、伝わりやすい情報提供とするため、一文の長さ、段落、文章量、レイアウトを工夫することで、情報提供のバリアフリーに努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、ホームページでの情報発信において、障がいの有無や年代等にかかわらず、全ての人が読みやすく、伝わりやすい情報提供とするため、一文の長さ、段落、文章量、レイアウトを工夫する等、情報提供のバリアフリーに努める。イラストや画像、図解などで、理解しやすいよう努める。 	観光推進課	59
	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「わたしたちの手であわせをひとつに」及び人権啓発に関する各種取り組みについては、市ホームページに掲載等において情報提供のバリアフリーに配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「わたしたちの手であわせをひとつに」及び人権啓発に関する各種取り組みについては、市ホームページに掲載等において情報提供のバリアフリーに配慮する。 	社会教育課	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み内容・課題	令和4年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
77 手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆記者の派遣した。 手話奉仕員養成講座を実施した。より派遣制度の利用を促進するためにも、手話奉仕員を養成し、通訳者を増やしていく必要がある。 【派遣件数】手話通訳:35件 要約筆記:1件 【養成講座】受講者数:15人 修了者数:13人 市が実施する事業への手話通訳者の派遣についてのルールの整理を行った。 コロナ禍で通院時などにおいて、手話通訳者の同席が難しい場合があるため、ビデオ通話機能を使った遠隔手話通訳サービスを開始。聴覚障がい者のコロナワクチン接種においても活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆記者の派遣を行う。 手話奉仕員養成講座を実施する。 	福祉課	59
78 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> メモやコミュニケーション支援ボード等の準備、チラシや冊子を使用しての説明等、来庁される方の状況に配慮したコミュニケーション方法で対応できるように心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> メモやコミュニケーション支援ボード等の準備、チラシや冊子を使用しての説明等、来庁される方の状況に配慮したコミュニケーション方法で対応できるように心がける。 	全課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の配置やコミュニケーション支援ボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう、障がいの特性に配慮したコミュニケーションを行った。 手話通訳設置員が庁舎内各課への同行、訪問調査等への同行を行うとともに、市長記者会見での手話通訳による支援を行った。 市役所等の各窓口、耳の不自由な人への配慮を示す「耳マーク」を掲示して筆談等による対応を推進するとともに、聴覚障がい者の社会生活の上での不安等についてホームページ等で周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者・要約筆記者の配置やコミュニケーション支援ボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう取り組む。 	福祉課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 南体育館、南隣保館にコミュニケーション支援ボードを新たに設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手に状況に合わせてコミュニケーション支援ボード活用したり、ゆっくり分かりやすく話をするなど配慮した取り組みを行う。 	人権政策課	59
79 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の講演会やイベント等では、ゆっくりはっきり話すことや、図や写真など視覚的にわかりやすい内容とすることを心がけ、また、手話通訳や要約筆記を配置するなど障がいのある人への配慮に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の講演会やイベント等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や手話通訳・要約筆記を準備するなど配慮に努めていく。 	全課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で毎年開催する精神保健福祉講演会においては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、対象者を限定したため、手話通訳と要約筆記の配置は行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における精神保健福祉講演会開催にあたっては対象を限定する可能性があり、状況に応じて手話通訳と要約筆記の配置を行う。 	福祉課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、フリップやモニターを活用した。また、その様子を録画を行った後、市ホームページに掲載するなどして情報保障に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、フリップやモニターを活用する。また、その様子を録画を行った後、市ホームページに掲載するなどして情報保障に努める。 	経営企画課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 校区自治協議会の事業等の実施に際して、難聴者等、障がいを持つ方がおられることを考慮するように助言した。 	<ul style="list-style-type: none"> 校区自治協議会の事業等の実施に際して、難聴者等、障がいを持つ方がおられることを考慮し、司会者等にゆっくり、はっきり話をするように助言する。 	地域コミュニティ課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題啓発強調月間市民講演会を7月10日(土)に実施。参加者は195人。会場内に、要約筆記、手話通訳を準備し、ロビー内でも視聴できるようモニターを準備した。 太宰府市男女共同参画市民フォーラムはYouTubeで動画配信と視聴会を行った。動画には手話通訳をいれ、視聴会では事前申込制でノートテイクにも対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月に開催予定の同和問題啓発強調月間市民講演会、12月に開催の太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳及び要約筆記を準備。 	人権政策課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 人権まつりは中止になったために実施できなかったが、人権講座「ひまわり」において、手話通訳を実施した。 成人式の式典において、手話通訳を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権講座「ひまわり」や「人権まつりださいふ」においては、手話通訳や要約筆記の取り組みを継続して行う。 成人式の式典において、手話通訳を実施する。 	社会教育課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 景観・市民遺産会議のイベントにおいて手話通訳や要約筆記を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会やイベントなどにおいて、手話通訳や要約筆記を導入してきたが、引き続き、取り組みを継続する。 	文化財課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や要約筆記を準備するなど配慮に努めた。 手話通訳を準備するイベントとしては、市民文化祭を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や手話通訳・要約筆記を準備するなど配慮に努める。 手話通訳を準備するイベントとしては、市民文化祭を予定している。 	文化学習課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 本議会及び常任委員会において聴覚障がい者からの傍聴申出があった場合、手話通訳を配置するようになっている。(令和3年度は実績なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 本議会及び常任委員会において聴覚障がい者からの傍聴申出があった場合、手話通訳を配置する。 	議事課	59
80 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市のホームページに情報を掲載し、窓口にも冊子やパンフレットを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙において、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人についての掲載を行う。 	福祉課	59